

広島県告示第五百三十三号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和六年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
医療法人社団生和会広島はくしま病院	広島市中区東白島町一九番一六号	令和六年四月三〇日